

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 50 年富田林市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条学校給食課小学校給食係の項第 1 号中「小学校給食」の次に「及び幼稚園給食」を加える。

第 7 条生涯学習部生涯学習課社会教育事業係の項に次の 1 号を加える。

（5） 若者施策に関すること。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年富田林市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（事務分掌）            第7条 （略）            （中略）            学校給食課                小学校給食係                    （1） 小学校給食_____の管理運営及び調査、研究                        に関すること。                    （2）～（4） （略）            中学校給食係                （略）            生涯学習部                生涯学習課                    社会教育事業係                        （1）～（4） （略）            （後略）</p>	<p>（事務分掌）            第7条 （略）            （中略）            学校給食課                小学校給食係                    （1） 小学校給食及び幼稚園給食の管理運営及び調査、研究                        に関すること。                    （2）～（4） （略）            中学校給食係                （略）            生涯学習部                生涯学習課                    社会教育事業係                        （1）～（4） （略）                        <u>（5） 若者施策に関すること。</u>            （後略）</p>